令和４年度商取引・サービス環境の適正化に係る事業（生物多様性総合対策事業）に係る入札可能性調査実施要領

令和４年４月１８日

経済産業省

　　　　　　　商務・サービスグループ

生物化学産業課

経済産業省では、令和４年度商取引・サービス環境の適正化に係る事業（生物多様性総合対策事業）の受託者選定に当たって、一般競争入札に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記１．事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添１登録様式に記入の上、４．提出先までご登録をお願いします。

１．事業内容

(1) 概要

生物多様性条約及び傘下のカルタヘナ議定書、名古屋議定書における国際交渉では、デジタル配列情報や合成生物学など、近年のバイオ技術の発展による新たな事象の取扱いを巡り締約国間で厳しい交渉となっています。これに対し、我が国産業界・学術界に及ぼす影響を考慮しつつ、正確な科学的知見・事実認識やこれまでの交渉経緯に基づき適切に対処する必要があります。

各国では、生物多様性条約及び名古屋議定書に基づいて、自国遺伝資源へのアクセス及び利益配分（ＡＢＳ）に関する法規制等の整備が進んでいます。このため、国内企業等が円滑かつ適切に他国法令等を遵守して遺伝資源を利用できるよう、他国法令等を調査・整理しつつ、相談窓口を設け助言等を行います。

外国遺伝資源へのアクセス手続等に関する各国法制度等を提供国政府及び機関へのヒアリング、現地調査等により把握し、国内企業等の外国遺伝資源へのアクセスに係る環境整備及び提供国側との関係構築等の検討を行います。

また、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」では、遺伝子組換え生物等の利用者に対し、規制や運用見直しの概要等について説明会の開催等を行い、周知する必要があります。

本事業では、適切な事業環境の整備に資するよう、上記を中心に、経済産業省所管事業に関連する生物多様性を巡る課題解決に向けて総合的な調査を実施します。

(2) 事業の具体的内容

①生物多様性に係る国際交渉の支援

・「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分（ＡＢＳ）」、「塩基配列情報（ＤＳＩ）」等に関する国際交渉への対応等について検討を行います。

・関係する国際会合等へ出席し、専門的知見やこれまでの交渉経緯等を踏まえた助言等交渉の支援を行います。

　②遺伝資源のアクセス等に関する環境整備

・外国遺伝資源へのアクセス手続等に関する各国法制度等を提供国政府及び機関へのヒアリング、現地調査等により把握し、我が国企業等に対し、ウェブサイト、セミナー開催、相談窓口開設等により情報提供等を行います。

③カルタヘナ法規制の執行支援

・カルタヘナ法で求められている拡散防止措置の注意点・留意点等やその他の法規制について適切に情報提供等すべく、説明会開催等を行います。

(3) 事業期間

　　受託契約締結日から令和５年３月３１日まで（予定）

(4) 事業実施条件

当該事業を実施する者は、生物多様性条約関連会合の経緯及び動向を把握していること、また、遺伝資源等を国内外において利用する際の遺伝資源提供国の規制等の内容といった相談に対し回答可能な知見・情報を有していること。カルタヘナ議定書及びカルタヘナ法の詳細な内容、運用状況に関する十分な知見・情報を有していること。

２．説明会の開催

　以下日時に「Teams」を用いて行うので、５．に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和４年４月２２日（金）１２時までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

日時：令和４年４月２５日（月）１３：３０～１４：３０

３．参加資格

　・予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第７０条中、特別の理由がある場合に該当する。

　・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

　・過去３年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

４．留意事項

・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。

・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。

・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。

・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。

・提供された情報、資料は返却いたしません。

・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産

業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

５．提出先・問合せ先

〒１００－８９０１　東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省　商務・サービスグループ　生物化学産業課　渡辺、増田　宛て

TEL ０３－３５０１－８６２５

FAX ０３－３５０１－０１９７

E-mail [bio-abs@meti.go.jp](mailto:bio-abs@meti.go.jp)

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

６．提出期限

令和４年５月９日（月）１２：００まで

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札を実施することがあります。